

若者定着奨学金返還支援助成金

市は、卒業後に市内に居住し、企業などに正規雇用として就職予定の大学生などを対象に、在学期間に借り入れた日本学生支援機構の奨学金の返還助成制度を設けています。令和6年度から助成を希望する人を募集します。

募集期間 令和6年1月12日(金)まで

対象者 次の①～③の全ての要件に該当する人

- ①令和6年3月に大学院・大学・短期大学・高等専門学校を卒業予定の人
 - ②卒業後1年以内に正規雇用により就職(公務員を除く)、または起業する意思のある人
 - ③市内に在住する意思のある人
- ※申し込み方法や助成内容などについて詳しくはデジタル・未来戦略課へお問い合わせください。
- ☎デジタル・未来戦略課**
21・0285



償却資産は申告が必要です

償却資産とは、個人あるいは法人で事業を営んでいる人が事業のために使用している構築物、機械、器具などのことで、土地や家屋と同様に固定資産税の課税対象となります。

農業用の資産についても償却資産の対象となります。田畑の畦や進入路、石垣、ビニールハウスや乗用装置のない農業用機械などを確定申告の経費として計上される場合は、必ず申告する必要があります。

償却資産所有者は、令和6年1月1日(月)現在における資産の状況などを1月31日(水)までに各市町村へ申告する必要があります。償却資産申告書は、前年度申告をした人や異動届を提出した法人などへ12月中旬に送付します。

また、個人で10キロワット以上の太陽光発電設備を設置し売電する場合も、事業用の資産として申告する必要があります。詳しくは、税務課へお問い合わせください。

☎税務課
21・0216



交通事故などで保険証を使用するときは

交通事故、傷害、他の家の飼い犬に噛まれたときなど、自分以外の第三者(加害者)の行為によるけがや病気で医療機関などにかかる際の治療費は第三者が支払うのが原則です。

交通事故などが原因のケガや病気で保険証を使って受診するときは、「**第三者行為による傷病届**」を地域医療連携課へ必ず提出してください。傷病届は、かかった医療費を第三者に請求するために必要なものです。

届け出前に第三者から治療費を受け取ったり示談を済ませたりすると給付対象外となりますので、まずは地域医療連携課へ相談してください。

☎地域医療連携課 21・0258



整骨院・接骨院での保険使用はケガのときだけです

整骨院や接骨院にかかる場合、国民健康保険が使える場合と使えない場合があります。

国民健康保険が使える場合 ○外傷性が明らかながなど原因のある痛み：打撲、ねんざ、骨折・脱臼(応急手当を除き、医師の同意が必要) など

国民健康保険が使えない場合 ○慢性的な痛みや疾病：腰痛、関節痛、肩こり ○慰安目的：リラクゼーションやマッサージの代わりとして受けたもの ○病院などで同じけがを治療している場合：湿布薬、塗り薬、飲み薬をもらっている期間など

治療を受けるときの注意点

- ①負傷原因を正確に伝える
- ②療養費支給申請書は内容をよく確認してから署名する
- ③領収書を受け取り、保管する

医療費の適正化のため、市から調査や訪問を行う場合があります。国民健康保険の使える範囲を正しく理解し、適切に受診するようにご理解とご協力をお願いします。

☎地域医療連携課 21・0258

確定申告にe-Tax(電子申告)をご利用ください

☎税務課 21-0214

e-Taxは、確定申告や納税などの各種手続を、インターネットを通じて行うことができるシステムです。利用者登録をすれば、どなたでもスマートフォンやパソコンで利用できます。

確定申告を提出される方の**3人に2人の方がe-Tax(電子申告)を利用!**

確定申告書等作成コーナーの便利な機能

- e-Taxで24時間利用可能
- パソコン・スマホ申告はICカードリーダーが不要です
- 次の2つでe-Tax対応できます

確定申告は、スマホからがおすすめです!

「自宅からのe-Tax」5つのメリット

- 税務課への来庁: 不要
- 印刷・郵送代: 不要
- 領収書: 不要
- 24時間いつでも
- 3日間無料

高梁市・総社市合同就職フェア

市内および総社市の事業所が集まり、合同就職フェアを開催します。事前予約は不要です。

場所・日時

高梁国際ホテル
令和6年1月23日(火)午後2時～4時
サンロード吉備路(総社市)
令和6年1月24日(水)午後2時～4時

対象

正社員、パート、アルバイトを希望する求職者 ※学生で正社員の面接を希望する場合は令和6年3月卒業予定の人が対象となります。

参加企業

市内および総社市の30事業所

内容

会社説明、個別面談など ※個別面談を希望する人は履歴書を持参してください。

☎産業振興課

21・0229



スマートフォン講習会

スマホの楽しさ・便利さをもっと知って、もっとスマホを好きになる講習会を開催します。楽しく学べる2講座(基本編・応用編)をご用意しています。詳しくは、市ウェブサイトまたはデジタル・未来戦略課、各地域市民センター、各地域局の窓口へチラシを置いていただきますのでご確認ください。

開催日時など

令和6年1月25日(木)〈基本編〉
①成羽たいこまるプラザ 午前10時～午後0時30分
②高梁市役所 午後2時～4時30分

令和6年1月26日(金)〈応用編〉
①成羽たいこまるプラザ 午前10時～午後0時30分
②高梁市役所 午後2時～4時30分

午後2時～4時30分

午後2時～4時30分

午後2時～4時30分

午後2時～4時30分

午後2時～4時30分

午後2時～4時30分

午後2時～4時30分

午後2時～4時30分

午後2時～4時30分

午後2時～4時30分

午後2時～4時30分